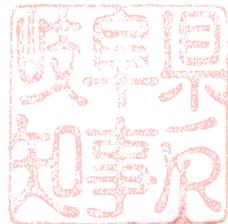


環管第108号
令和元年5月17日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

平成31年2月15日付け30環活第376-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原市長意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

第1 総括的事項について

- 1 環境影響評価を行う過程において、当事業に係る環境影響等に関し新たな事情が生じた場合には、必要応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 ごみ焼却施設の処理方式は3通りの案が示されているが、予測及び評価を行う段階で処理方式が決定されていない場合においては、環境項目（大気質等）で環境負荷が最大となる処理方式を選択して予測及び評価を行い、その過程について準備書に分かりやすく示すこと。
- 3 施設の設置に伴う影響や環境保全対策等について、適切な機会をとらえて岐阜県の地域住民に対しても丁寧に説明すること。
- 4 本意見書の各項目について検討を行い、その結果を示すこと。

第2 個別の環境要素に係る事項について

- 1 大気質
 - (1) 上層気象の現地調査については、四季に各1週間の測定を行うとしているが、逆転層の出現等により大気汚染物質が高濃度となることが懸念されることから、短期高濃度となる気象条件下での調査も行うことができるよう、必要に応じて調査日数の追加を検討するとともに、調査結果を十分に考慮した予測及び評価を行うこと。
 - (2) 微小粒子状物質については、現地調査を行い、濃度の状況を把握するとしているが、事業実施区域周辺には複数の住居が存在し、健康等への影響が懸念されることから、最新の知見を収集し、精度が高い予測手法が確立された場合は予測及び評価を行う等、適切な対応をすること。
- 2 景観
岐阜県への景観の影響について、建屋や煙突の形状、色彩等を明らかにした上でフォトモンタージュを作成し、予測及び評価を行うこと。